

意見公募の結果

・意見公募期間：令和6年2月28日から令和6年3月25日

・提出された意見数：1名から3件

No	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	第2 2(2)	「キ 食品等の収去」の"食品"とは何を指しているのか知りたい。	令和6年度は、別表4に掲げる食品の収去等を実施する計画としています。
2	第3 1(3)	テイクアウト等における食品衛生対策で、事業者に対する周知・指導内容に、事業者から消費者に喫食に対する注意喚起（例：時間、保管温度等）を加えるとより安全強化になるのではないか。	事業者に対し周知・指導を行う内容に、「消費者に対する情報提供（保管温度や早めの喫食の呼びかけ）」を追加しました。
3	別表1	「食中毒予防対策」の項目で、カンピロバクターの対策期間が4月～9月であるが、食鳥処理場の監視指導の期間とリンクさせ、より強化させてはどうか。	食鳥処理場の監視指導については通年実施していることから、別表1における実施期間についても通年となるよう変更しました。 ご意見のあった食中毒予防対策－カンピロバクターについては、細菌性食中毒が発生しやすい時期に特に強化するとの考え方から、案のとおりとしました。